



平成 30 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 セブンシーズホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤堂 裕隆
(コード番号 3750 東証第二部)
問合せ先 取締役経営企画部長 関 裕司
(TEL. 03-5501-4100)

監査等委員会設置会社への移行及び商号の変更並びに定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 20 日開催予定の第 14 回定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行すること及び商号を変更すること、並びに「定款一部変更の件」を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「代表取締役の異動及び監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示いたしております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能の強化及びコーポレートガバナンスの一層の充実等により、当社の更なる企業価値の向上を図るため、現行の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成 30 年 6 月 20 日開催の予定の第 14 回定時株主総会において、必要な定款変更について、ご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 商号の変更

(1) 変更の理由

当社は、事業開始時より、出版を中心としたメディア事業を中心に展開してまいりましたが、平成 30 年 3 月をもって出版事業から完全撤退しております。

現在は、アクア戦略投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けの結果、平成 29 年 11 月 9 日付でアクア戦略投資事業有限責任組合の無限責任組合員である ACA 株式会社が当社の親会社となって以来、主要事業セグメントを「不動産&ソリューション事業」として、金融・不動産事業を中心に事業展開を行っていることから、企業イメージの一新を図るため、商号を「FRACTALE 株式会社」へ変更することといたします。

F : Finance (金融)	} TALE (物語)
R : Real Estate (不動産)	
A : Asset Management (資産管理)	
C : Corporate (会社株式)	

新商号である FRACTALE は、上記のように、当社の現在の中心事業である金融、不動産、資産管理、会社株式を象徴する英単語と TALE（物語）からなっており、これらの事業を通して全てのお客様に最高の物語をつくり上げたいという想いが込められております。

また、FRACTALE とは、仏語で“フラクタル”、どんなに微小な部分を取り出しても全体に似た形になる自己相似の図形といった意味があります。

一見小さな不規則な動きであっても、近似的なフラクタルな動きを掴み、それを大きな無限の広がりへ導き、お客様に最高の価値を提供するのが私たちの役目です。

なお、商号変更につきましては、附則により平成 30 年 10 月 1 日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除するものといたします。

(2) 新商号（英文表記）

FRACTALE 株式会社（英文：FRACTALE Corporation）

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

当社は、1. 及び 2. に記載のとおり、監査等委員会設置会社に移行するとともに商号を変更する予定であり、これに伴い、必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 6 月 20 日（水）

定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 20 日（水）

（ただし、第 1 条（商号）については平成 30 年 10 月 1 日（月））

以上

現行	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>第 1 条 (商 号) 当社は、セブンシーズホールディングス株式会社と称し、英文では SEVEN SEAS HOLDINGS CO., LTD. と表示する。</p> <p>第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営む事を目的とする。 (1)他の会社または外国会社の株式、持分、またはこれに相当するものを取得所有することによる当該会社等の事業活動の支配および管理 (2)当該会社等に対する、助言その他の経営指導 (3)不動産の売買、賃貸、管理、仲介並びに斡旋 (4)不動産・動産のリース業務 (5)経営コンサルティング業務 (6)その他適法な商業 (7)前各号の業務に附帯または関連する一切の業務</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>第 5 条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式 第 6 条～第 12 条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第 13 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第 19 条 (取締役の員数) 当社の取締役は10名以内とする。 (新設)</p> <p>第 20 条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第 1 条 (商 号) 当社は、<u>FRACTALE株式会社</u>と称し、英文では<u>FRACTALE Corporation</u>と表示する。</p> <p>第 2 条 (目 的) (現行どおり)</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) (現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (削除) (3)会計監査人</p> <p>第 5 条 (公告方法) (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式 第 6 条～第 12 条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第 13 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第 19 条 (取締役の員数) <u>①当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は10名以内とする。 <u>②当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>第 20 条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p>

現行	変更案
<p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 第1項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>
<p>第21条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第21条(取締役の任期) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>3. <u>補欠または増員のため選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>5. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第22条(代表取締役) 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第22条(代表取締役) 取締役会はその決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>第23条(役付取締役) 取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長、取締役相談役各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第23条(役付取締役) 取締役会はその決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長、取締役相談役各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第24条(取締役会の招集権者および議長) (条文省略)</p>	<p>第24条(取締役会の招集権者および議長) (現行どおり)</p>
<p>第25条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は会日より3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>第25条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は会日より3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p>
<p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行	変更案
<p><u>第 35 条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は会日より3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>第 36 条 (監査役会規則)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>第 37 条 (監査役の報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第 38 条 (監査役の責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u> <u>第 31 条 (監査等委員会の招集)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 32 条 (監査等委員会規則)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 33 条 (常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>第 6 章 計 算 第 39 条～第 42 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 計 算 第 34 条～第 37 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u> <u>第 1 条</u> <u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>平成30年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の監査役(監査役であったものを含む。以下本条において同じ。)の行為に関する会社法第423条第1項の責任に関し、同法第427条第1項に基づいて監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第38条の定めるところに</u></p>

現行	変更案
	<p><u>よる。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>第1条（商号）の効力発生日は平成30年10月1日</u> <u>とし、本附則は、効力発生後これを削除する。</u></p>

以上